

広島中央環境衛生組合監査公表第14号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和7年度定例監査を実施し、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり公表する。

令和7年10月14日

広島中央環境衛生組合監査委員	天神山 勝 浩
同	原 田 栄 二
同	水 橋 直 行

定例監査結果報告書

第1 監査の基準

この定例監査は広島中央環境衛生組合監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定例監査

第3 監査の対象

課名	対象主要科目	対象期間
施設2課	賀茂環境センター費（委託料、需用費） 竹原安芸津環境センター費（委託料、需用費） 竹原安芸津最終処分場費（委託料、需用費） 竹原クリーンセンター費（委託料、需用費）	令和6年度 （令和7年5月末現在）

第4 監査の実施期間

令和7年6月25日から令和7年8月26日まで

第5 監査の着眼点、評価項目及び実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、財務事務が適正に執行されているか、及び条例、規則等に則り効率的、有効的に執行されているかを主眼として、関係資料の検査・照合により審査するとともに、関係職員からの説明聴取により実施した。

第6 監査の結果

監査の結果、次のとおり改善・検討を要する事項が認められたので、それぞれ必要な措置を講じ、適正な事務処理に努められたい。

なお、その他の事務については関係法令等に従い適正に執行されていた。

改善・検討事項

当初予算に計上されていない修繕が見受けられたため、設備の安全操業に支障のないように、設備等のチェックを行い、計画的な更新に努めていただきたい。

第7 監査意見

契約事務の決裁・合議などの事務処理においては、漏れ等は見受けられず、適切な事務処理がされていた。

当初予算に計上されていない修繕が見受けられたため、設備の安全操業に支障のないように、設備等のチェック・計画の作成や確認を行う体制を整え、適正な事務処理に努められたい。